

福島県地域福祉支援計画骨子新旧対照表

資料 1 - 4

（現行）福島県地域福祉支援計画

はじめに 保健福祉部長
地域福祉計画改定の趣旨

- 第1章 計画の概要
- 1 計画改定の趣旨
 - 2 計画の性格・位置付け
 - 3 計画の期間
 - 4 他の福祉関係計画との関係
 - 5 計画の構成
 - 6 計画の進行管理

- 第2章 地域福祉を取り巻く状況
- 1 地域社会の状況
 - (1)東日本大震災による避難生活の長期化等
 - (2)人口減少・少子高齢社会の進行
 - (3)地域社会及び家庭の変容
 - (4)福祉制度の改革
 - (5)地域における「新たな支え合い」の必要性
 - (6)新型コロナウイルス感染症の影響
 - 2 市町村地域福祉計画の策定状況

- 第3章 計画の基本的な考え方
- 1 基本理念
 - 2 基本方針
 - (1)東日本大震災からの復興に向けた地域福祉の推進
 - (2)地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (3)市町村の地域福祉推進への支援
 - (4)地域福祉を担う人づくり
 - (5)地域福祉サービスの基盤づくり
 - (6)地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制整備の支援
 - (7)災害や新型コロナウイルス感染症などへの対応
 - 3 地域住民、民間団体等及び行政の役割
 - (1)地域住民の役割
 - (2)民間団体等の役割
 - (3)行政の役割

- 第4章 施策の方向
- 1 東日本大震災からの復興に向けた地域福祉の推進
 - (1)被災者への見守りや地域コミュニティ形成等の支援
 - (2)介護サービス提供体制の再構築
 - 2 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (1)様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携
 - (2)高齢、障がい、子ども・子育て等、福祉分野の重点事項
 - (3)制度の狭間の課題への対応
 - (4)生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備
 - (5)共生型サービス等、分野横断的な福祉サービス等の展開
 - (6)居住に課題を抱える人への横断的支援
 - (7)就労に困難を抱える人への横断的支援
 - (8)自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援
 - (9)市民後見人等の育成・活動支援及び判断能力に不安がある人への権利擁護支援
 - (10)高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の取組推進
 - (11)保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援
 - (12)地域住民等が集う拠点の整備等
 - (13)地域づくりにおける官民協働の促進
 - (14)地域づくりに資する複数事業の一体的な実施のための連携体制の構築
 - (15)全庁的な体制整備
 - 3 市町村の地域福祉推進への支援
 - (1)市町村に対する支援
 - (2)県内の福祉サービスに関する情報の収集
 - (3)地域福祉推進の中核的存在である社会福祉協議会への支援
 - 4 地域福祉を担う人づくり
 - (1)介護人材の確保について
 - (2)障がい福祉人材の確保について
 - (3)児童福祉人材の確保について
 - (4)その他の福祉人材の確保
 - 5 地域福祉サービスの基盤づくり
 - (1)市町村が実施する福祉サービス相談支援体制等の確立の基盤整備の促進
 - 6 地域生活課題の解決に向けた包括的支援提供体制整備 の支援
 - (1)住民主体の地域づくりを推進していくための人材育成及び市町村間の情報共有の場づくり
 - (2)県域で推進していく施策の企画・立案
 - (3)重層的支援体制整備事業への支援
 - 7 災害や新型コロナウイルス感染症などへの対応
 - (1)自主防災組織等の強化
 - (2)災害時を想定した要配慮者の支援体制
 - (3)新型コロナウイルス感染症への対応
 - 8 福島県地域福祉支援計画指標一覧

（新）福島県地域福祉支援計画

はじめに 保健福祉部長
地域福祉計画改定の趣旨

- 第1章 計画の概要
- 1 計画改定の趣旨
 - 2 計画の性格・位置付け
 - 3 計画の期間
 - 4 他の福祉関係計画との関係
 - 5 計画の構成
 - 6 計画の進行管理

- 第2章 地域福祉を取り巻く状況
- 1 地域社会の状況
 - (1)東日本大震災による避難生活の長期化等
 - (2)人口減少・少子高齢社会の進行
 - (3)地域社会及び家庭の変容
 - (4)福祉制度の改革
 - (5)地域における「新たな支え合い」の必要性
 - (6)新型コロナウイルス感染症の影響
 - 2 市町村地域福祉計画の策定状況

- 第3章 計画の基本的な考え方
- 1 基本理念
 - 2 基本方針
 - (1)東日本大震災からの復興に向けた地域福祉の推進
 - (2)地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (3)市町村の地域福祉推進への支援
 - (4)地域福祉を担う人づくり
 - (5)地域福祉サービスの基盤づくり
 - (6)地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制整備の支援
 - (7)災害や新型コロナウイルス感染症などへの対応
 - 3 地域住民、民間団体等及び行政の役割
 - (1)地域住民の役割
 - (2)民間団体等の役割
 - (3)行政の役割

- 第4章 施策の方向
- 1 東日本大震災からの復興に向けた地域福祉の推進
 - (1)被災者への見守りや地域コミュニティ形成等の支援
 - (2)介護サービス提供体制の再構築
 - 2 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (1)様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携
 - (2)高齢、障がい、子ども・子育て等、福祉分野の重点事項
 - (3)制度の狭間の課題への対応
 - (4)生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備
 - (5)共生型サービス等、分野横断的な福祉サービス等の展開
 - (6)居住に課題を抱える人への横断的支援
 - (7)就労に困難を抱える人への横断的支援
 - (8)自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援
 - (9)市民後見人等の育成・活動支援及び判断能力に不安がある人への権利擁護支援及び成年後見制度に関する担い手の育成・活動支援
 - (10)高齢者や障がい者、児童に対する虐待防止の取組推進
 - (11)保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援
 - (12)地域住民等が集う拠点の整備等
 - (13)地域づくりにおける官民協働の促進
 - (14)地域づくりに資する複数事業の一体的な実施のための連携体制の構築
 - (15)全庁的な体制整備
 - 3 市町村の地域福祉推進への支援
 - (1)市町村に対する支援
 - (2)県内の福祉サービスに関する情報の収集
 - (3)地域福祉推進の中核的存在である社会福祉協議会への支援
 - 4 地域福祉を担う人づくり
 - (1)介護人材の確保について
 - (2)障がい福祉人材の確保について
 - (3)児童福祉人材の確保について
 - (4)その他の福祉人材の確保
 - 5 地域福祉サービスの基盤づくり
 - (1)市町村が実施する福祉サービス相談支援体制等の確立の基盤整備の促進
 - 6 地域生活課題の解決に向けた包括的支援提供体制整備 の支援
 - (1)住民主体の地域づくりを推進していくための人材育成及び市町村間の情報共有の場づくり
 - (2)県域で推進していく施策の企画・立案
 - (3)重層的包括的支援体制整備事業への支援
 - (4)孤独・孤立対策の推進
 - 7 災害や新型コロナウイルス感染症などへの対応
 - (1)自主防災組織等の強化
 - (2)災害時を想定した要配慮者の支援体制
 - (3)新型コロナウイルス感染症等への対応
 - 8 福島県地域福祉支援計画指標一覧